

| | | |
|-------------|---|--|
| 会議の名称 | 総務委員会 協 議 会 | 開催月日・令和5年9月20日 開会時間・午前・午後11時31分 閉会時間・午前・午後11時45分 |
| 出席者 | 南谷 佳寛 近藤 伸二 安藤 誠 安井 智子 後藤 國弘 花村 隆 | |
| 欠席者 | | |
| オブザーバー | 議長 藤川 貴雄 | |
| 傍聴者 | 後藤 徹 | |
| 説明のために出席した者 | 石黒副市長 森教育長 吉村市長室長 橋本総務部長 山並企画部長 伊藤市民協働部長 堀市民部長 高橋生活環境部長 横山子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 奥田消防長 今井田教育委員会事務局長 伊藤秘書広報課長 浅井管財課長 入山庁舎管理担当課長 立松管財課課長補佐 田中総合政策課長 林財務課長 中島財務課課長補佐 牧野市民協働課長 横山市民協働課主幹 佐藤保険年金課長 豊田生活環境課長 伊藤生活環境課主幹 安田環境事業課長 小池環境事業課主幹 木村福祉課長 伊藤高齢福祉課長 熊崎子育て健幸課長 國井子育て・健幸課長 八島子育て・健幸課課長補佐 河田商工観光課長 浅野商工観光課課長補佐 安田農政課長 坂消防総務課長 今井田消防総務課主幹 入江消防予防課長 山田消防予防課課長補佐 小川教育政策課長 高橋学校教育課長 | |
| 協議事項 | 1 付託案件の審査 議第73号 令和5年度羽島市一般会計補正予算（第5号） 議第66号 羽島市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について 議第71号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について | |

【開会=午前 11 時 31 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案におきましては、お手元に配布した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 73 号 令和 5 年度羽島市一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

補正予算の方から質問いたしますが、44 ページ、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費で、岐阜県高等学校就学準備等支援金支給事業で 3 万円を支給するようにするようですが、該当者は何人ですか。

子育て・健幸課長

お答えします。本事業についての支給する該当者は 630 人を見込んでおります。以上でございます。

花村委員

次に、48 ページ、9 款 1 項 5 目教育支援費、この中で、ふれあい会館の改修の詳細について報告をしてください。

学校教育課長

委託料及び備品購入費、工事請負費の一部は、児童生徒の活動に使用するインターネット環境の整備を予定しております。これにより、タブレット端末を用いた事業支援アプリが活用でき、学校生活を送る児童生徒と同様の学習アプリの使用やオンライン会議システムを活用し、現在行っているこだまと自宅をつないだ活動、こだまと学級の児童生徒との交流もできるようになります。また、工事請負費の一部で調理室の改修工事を行い、調理台 4 台中 3 台の調理台を撤去し、学習や交流のスペースを確保した上、残した調理台を活用し、家庭科や理科の学習など、今まで以上に幅広い活動ができるようになります。常設されている食器棚は、利用する食器以外は整頓し、空いたスペースを読書用の本を置く予定です。以上でございます。

花村委員

質問ではありませんけど、先ほど教育支援費と言いましたけど、教育支援センター費に訂正いたします。以上です。

| | |
|---------|--|
| 南谷佳寛委員長 | <p>その他ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> |
| 花村委員 | <p>今回の補正予算、羽島市福祉ふれあい会館2階の調理室、コミュニケーションルーム、ボランティアルームを適応指導教室として使うための工事請負費などが予算計上されています。コミュニケーションルームは、平日午前、午後一般の利用ができなくなり、調理室とボランティアルームの貸し出しはなくなります。適応指導教室の運営は必要ですが、今、市民に活用されているスペースが活用できなくなることは納得ができません。コミュニケーションルーム、ボランティアルームの稼働率は23から24%であり、1日を午前、午後、夜間と3コマに区切って貸し出しをしているので、4コマに1回、1日半に1回程度活用されていることとなります。調理室もこの地域では貴重な設備です。かつては青少年ホームにもありましたが、今では建物自体がなくなりました。各コミュニティセンターに調理室がありますが、竹鼻コミュニティセンターには備え付けられておりません。福祉ふれあい会館は、2004年11月に開設しているので、建設からまだ18年しか経過していないので、市内コミュニティセンターの調理室よりずっと新しく使いやすい設備です。市民が活動したり、交流したりする場が減ってしまうこの補正予算に反対します。</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>その他ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第73号は原案の通り可決することに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>挙手多数であります。よって議第73号は原案の通り可</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>決することに決しました。</p> <p>ここで関係者以外の方は退席いただいて結構です。</p> <p>(関係者以外退席)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>次に、議第66号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> |
| 安井委員 | <p>議案書6ページ、今回の改正目的といたしまして、職員駐車場の使用料を使用月の前月に徴収していることから、何らかの事情等により、駐車場の使用を取りやめた際、還付事務が発生することから、事務効率のために前納以外による納入の特例を定めるとお聞きいたしましたけれども、実際に令和4年度は何件の還付事務がありましたか。また、主な還付の理由をお聞かせください。</p> |
| 管財課長 | <p>令和4年度の羽島市職員駐車場使用料の還付事務件数は27件でございます。還付申請されている時期としては3月が多く、その主な理由としましては、特に会計年度任用職員の方の退職にあたり、使用日数が減少したり、年度の切り替わりを契機とした民間駐車場への変更によるものでございます。以上です。</p> |
| 花村委員 | <p>第2条3項で、原則、行政財産の使用を開始する前に納入しなければならないとするものの、例外規定を設けております。職員の駐車料金の徴収を前納していたものを改める趣旨であるという説明でした。それでは、どのタイミングで徴収いたしますか。また、会計年度任用職員、月給と時給それぞれの徴収のタイミングはいつですか。</p> |
| 管財課長 | <p>市の一般職員及び月給の会計年度任用職員の徴収のタイミングは、使用月の給与から控除いたします。また、時給の会計年度任用職員については、使用月の翌月に給与を支給する際、控除いたします。以上です。</p> |
| 花村委員 | <p>それでは、職員の駐車料金はいくら徴収していますか。会計年度任用職員はいくらですか。また、会計年度任用職員は何日以上使用した場合に徴収されていますか。</p> |
| 管財課長 | <p>市の一般職員の駐車料金は3000円でございます。会計年度任用職員につきましては、月給、時給ともに200</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>0円の駐車料金となり、1カ月当たり5日以上使用した場合に徴収いたします。以上です。</p> |
| 花村委員 | <p>駐車料を徴収している職員数は何人になりますか。</p> |
| 管財課長 | <p>駐車料金を徴収している職員数につきましては、病院、消防の職員も含めてお答えいたします。市の一般職員が約580人、月給の会計年度任用職員が約200人。時給の会計年度任用職員が約190人。その他、出先機関や委託社員等が約120人でございます。合計で約1090人から駐車料金を徴収しております。以上です。</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第66号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>ご異議なしと認め、議第66号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第71号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> |
| 花村委員 | <p>この第1条変電設備では、キュービクル式以外のものについても建築物などの部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことを規定する改正でありますけど、この趣旨、条例改正の意味するところは何ですか。</p> |
| 消防予防課長 | <p>お答えします。変電設備と建築物等々の距離について、キュービクル式に限定して求めるべきではないため、今回、キュービクル式以外についても同様の距離を規定するものでございます。以上でございます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 花村委員 | <p>第13条 蓄電池設備、ここで、定格容量と電槽数の積の合計が4800アンペアアワーセル以上のものに対する規定であったものを、蓄電池容量が10キロワット時を超えるもの及び10キロワット時を超え、20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止装置及び延焼防止装置に関する基準を満たさないものは、地震等により、容易に転倒しない構造とすることを求める条例改正案と思います。ここで、4800アンペアアワーセルから、10キロワット時などと、蓄電池の容量の単位を読み替えておりますけれども、これはこういった理由ですか。</p> |
| 消防予防課長 | <p>お答えします。蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量のキロワット時に依存すると考えられることから、規制対象の指定に係る単位がアンペアアワーセルからキロワット時に改められたことによるものでございます。以上でございます。</p> |
| 花村委員 | <p>議案書の26ページですけれども、第44条、別表3において、炭火焼き器離隔距離を50cmあるいは30cmというふうに求めるようにする条例改正でありますけど、この理由は何ですか。</p> |
| 消防予防課長 | <p>お答えします。従来は炭火焼き器について、離隔距離の定めがなかったため、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離として定めることとするものでございます。以上でございます。</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>他にございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方をご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 南谷佳寛委員長 | <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第71号は原案の通り可決すること</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>南谷佳寛委員長</p> | <p>にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第71号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。</p> <p>ここで執行部は退席していただいて結構です。</p> <p>(委員会終了=午前11時45分)</p> <p>(協議会開始=午前11時46分)</p> |
| <p>南谷佳寛委員長</p> | <p>続いて、協議会を行います。総務委員会の行政視察について確認し、報告します。当委員会の行政視察は笠岡地区消防組合女性吏員の活躍について、三豊市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、最後は行政経営・方針管理制度について、10月25日から27日にかけて行います。岡山県笠岡地区消防組合、香川県三豊市、兵庫県小野市で調整し、実施することといたしました。視察実施にあたり、令和5年7月3日に開催されました正副委員長会議におきまして、議長より行政視察は地方自治法、会議規則の他、議員活動に関する申し合わせ事項第20から行政視察についての確認事項により、公費にて行う委員会の調査活動であることを理解していただくよう伝達がありました。委員におかれましては、ご理解の上、臨まれますよう、お願いいたします。</p> <p>以上で総務委員会協議会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労様でございました。</p> <p>【協議会終了=午前11時47分】</p> |